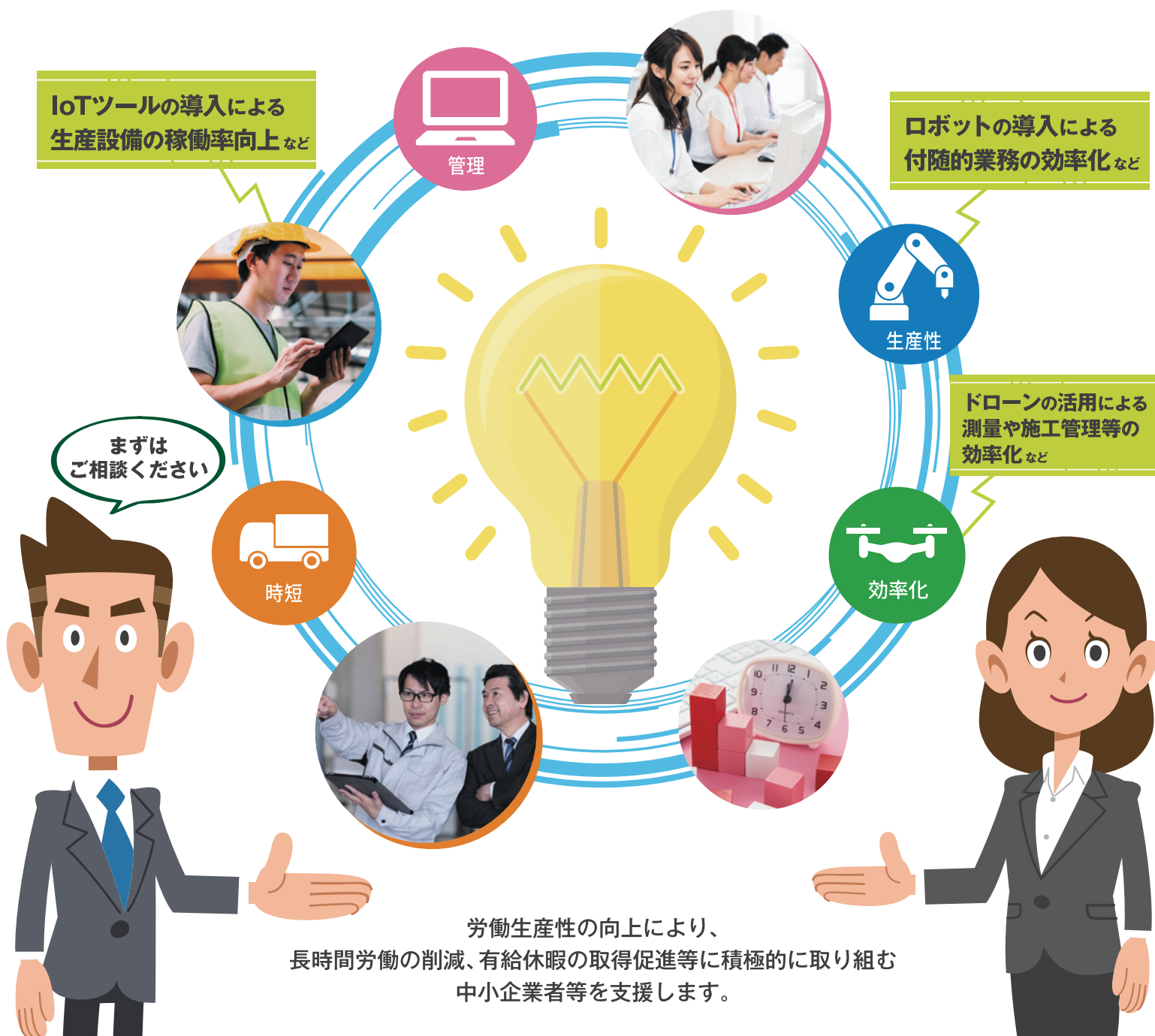


業務を効率化してより働きやすい職場に！

機器の導入などに活用できる 労働生産性向上推進事業補助金のご案内



申請期間 令和2年 5月15日(金)～7月22日(水)

※応募状況により、追加募集することがあります。

※申請受付後、審査を行います。審査の結果、不採択の場合は、交付決定は行いません。

補助額 補助対象経費の**2分の1以内**(上限:100万円)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、補助対象となった場合でも、希望された金額を交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは
裏面へ



京都府補助事業

労働生産性向上推進事業補助金

1 趣旨

労働生産性の向上により、長時間労働の削減・有給休暇の取得促進、賃金の引上げ等労働者の処遇改善に積極的に取り組む中小企業者等を支援

2 補助対象者

京都府内に事業所を有し、以下のア～エのいずれかに該当するものであり、「中小企業応援隊（中央会の応援隊は除く。以下同じ。）」又は「（公財）京都産業21のコーディネータ」の推薦を受けたもの。（ただし、みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 中小企業者等で下表に掲げるもの

業種・組織形態		補助対象者	
		資本金 (資本金の額又は出資の総額)	従業員 (常時使用する従業員数)
① 製造業、建設業、運輸業	右資本金・従業員規模の一方が、 (個人事業主を含む)	3億円	300人
② 卸売業		1億円	100人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5,000万円	100人
④ 小売業		5,000万円	50人
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）		3億円	900人
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円	300人
⑦ 旅館業		5,000万円	200人
⑧ その他の業種（上記以外）		3億円	300人
その他の法人	⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
	⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員数が100人以下の者	
	⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア～ウに掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

3 補助対象経費

労働生産性向上に資する機器等の導入等に係る経費（京都府内の事業所において実施される取組が対象）

手続の流れ



申請者

① 中小企業応援隊 または（公財）京都産業21のコーディネータに相談



申請者

② 中小企業応援隊 または（公財）京都産業21のコーディネータの推薦を得て、中央会に交付申請書等を提出



中央会

③ 事業内容、効果について審査し、採択 または 不採択の通知をします。
採択の場合は、交付決定を行います。（不採択の場合は、交付決定を行いません。）



申請者

④ 事業を実施し、効果を確認の上、中央会に実績報告書等を提出



中央会

⑤ 実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付（精算払）

補助金を活用された皆様に、好事例の発信等を目的として成果公表にご協力いただく場合がございます。

まずはご相談ください
お問い合わせ・申請先

京都府中小企業団体中央会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL 075-708-3701

FAX 075-708-3725

【受付時間】月曜～金曜（祝日・年末年始除く）9時～12時、13時～17時

補助金の詳細は、京都府中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。 <http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>